

# 一般質問

12名通告順

## 税金滞納の処分手順を問う

水野 昇議員

○議長の滞納について

**質問** 前回の議会でも同じ質問をしたが、プライバシーが伴うものは答弁できないということであった。今は個人情報保護にもいろいろ問題があると思う。私は議会というものは、ただ提案されたものを審議して採決、賛否をとるだけではなく、議員にも提案権や調査権が与えられており、その中で議論を展開して、何事もいい方向に向けていくことが義務だと思う。6月7日の質問で執行部が答弁できないのなら、本人に話してほしいと聞いたが返事がなかった。6月8日に納税調査特別委員会の設置を求めて動議を提出したが否決された。6月15日には、議長不信任案と議員の辞職勧告を動議で提出した。この件には賛成・反対の討論があったが、結果として否決された。もし私が間違っている

のであれば百条委員会を設置して懲罰委員会にかければ良いのだ。私は覚悟してやっている。そこで尋ねる。納税の方法については、催告、督促と手順を踏んで幾ら滞った時に差し押さえたりするのか。

**答弁**（総務部長）滞納整理の

手順は、納期限までに納付がない場合、20日以内に督促状を発送。その後納付や納税相談がない場合、文書や電話による納税催告、さらには戸別訪問等を行い生活状況の実態を調査。次に、各行政機関や金融機関に対し調査を行い、住所や滞納者の担税能力の有無の確認を行う。さらに、悪質な滞納者に対しては、不動産や預貯金等の財産の差押えの実施や、茨城租税債権管理機構へ案件を移管し、滞納処分を委託する。なお、差押えた財産は、公売あるいは取立てにより換価し、滞

納している税金に充てる。

以上が、基本的な滞納整理事務であるが、滞納者には、最近の経済状況の変化による収入減や事業不振など、それぞれがいろいろな理由を抱えている場合が多い。滞納整理に当たっては、滞納があるからといって直ちに滞納処分を行うのではなく、訪問や面談等の納税相談を通じて、個々の生活状況や財産状況を把握し、分割納付などの相談に応じることにより、納税意欲を継続させ、滞納の早期解決が図られるよう指導していくことが重要である。

なお、滞納の個々の案件に関しては、先の6月定例議会と同様に地方公務員法第34条第1項の規定により、差し控える。

**（再質問）**滞納して5年た

つと請求権がなくなる間いている。また滞納した場合の税率はどうなるのか。**（再答弁）**（総務部長）差押え等の時効を中断すれば5年という決まりはない。延

滞金については1ヶ月までが4・5%。その後は14・6%。

**（再々質問）**議長は自分で納税状況について、書面で

の回答を求める。  
（その他の質問事項）  
○県道高崎坂東線の早期実現について。

## 市民のためになる監査を

茂田信三議員

○市民の安全・安心と税の滞納問題に関してA監査委員の考えを尋ねる

**質問** そもそも監査とは何を

監査しているのか。行政一般に対して大事なことを監査するのだ。監査の際の意見書が大切であり、安全に対してこういうところが危険だから、ここを直すべきだと指導指示することが重要である。特に県道高崎坂東線は道幅が狭いなど危険な通学道路である。昨年の12月議会でのこの道路は否決された。反対したA監査委員はあの道路を安全と思っ

ているか。死亡事故などが発生したときにどのように対応するのか。

次に税の滞納が大きな問題となっている。今の当市の危機的財政を理解しているか。税の滞納については、滞納している議長に対

して、その滞納金を納めるように指導したか。もし指導しなかったとすればどうしてか。

**答弁**（代表監査）当市には、

地方自治法に基づき、識見監査委員1名、議会選出監査委員1名、計2名の非常勤委員が置かれている。監査の実施にあたっては「常総市監査基準」により実施している。

まず、「市民の安全安心。」については、所管が安全安心課を始めとする市長部局なので、答弁は控えたい。

次に、滞納については、本年の決算審査において関係する課からのヒアリングで、税等の収入未済金額、滞納整理の状況等を関係課長や職員から聞いた。収入未済金の解消は、重要なので、滞納の実体即した適切な措置を講じて、未収金

滞納している議長に